

議案第 28 号

三朝町役場の支所設置条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾月拾六日 提出

三朝町長 坂 出 雅

昭和廿八年拾月拾六日 議決

三朝町議会議長 天 野 廉



昭和廿八年三朝町条例第 号

三朝町役場の支所設置条例

第一條 町長の権限に属する事務を分掌させるため支所を設ける

第二條 支所の名称、位置及び所管区域を次の通り定める

名 稱	位 置	所 管 区 域
三徳支所	三朝町大字片柴一。六三番地の二。	三朝町大字余戸 片柴 坂本 三徳 依原
小鹿支所	三朝町大字高橋一六八番地の二	三朝町大字吉田 西尾 高橋 田小尻 東小尻 神倉 中津
旭 支所	三朝町大字今泉 六六一番地	三朝町大字 鉛山、柿谷、横吉、分賣、小町内、福田、下谷、吉尾、鎌田、森、本泉、今泉、湯谷、牧、赤松、大柿、鬼地、助谷、多景、市
竹田支所	三朝町大字穴鴨一六八番地の一	三朝町大字 穴鴨、加谷、木地山、下井谷、上西谷、橋本、福山、田代、大谷、下畑

第三條 支所の分掌事務詳細必要は事項は規則で定める

附 則

1. この条例は公布の日から施行する
2. 三朝町役場の支所設置条例(昭和廿八年三朝町条例第二号)は廃止する